

消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関するQ&A

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式が開始されます。

この「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」は、事業者の皆様が、令和元年10月1日に実施された消費税の軽減税率制度への対応とともに適格請求書等保存方式への対応もご検討いただけるよう、適格請求書等保存方式について、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成30年6月
(令和4年4月改訂)
国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

- 28年改正法…… 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- 改正令……… 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）
- 消法……… 28年改正法による改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）
- 新消法……… 28年改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）
 による改正後の消費税法
- 消令……… 改正令による改正前の消費税法施行令（昭和63年政令第360号）
- 新消令……… 改正令による改正後の消費税法施行令
- 新消規……… 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）
 による改正後の消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）
- 電帳法……… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）
- 電帳規……… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号）
- 基通……… 消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- 軽減通達……… 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成28年4月12日付課軽2-1ほか5課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）
- インボイス通達……… 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達（平成30年6月6日付課軽2-8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）

2 交付義務の免除

(適格請求書の交付義務が免除される取引)

問32 適格請求書の交付が困難な取引として、交付義務が免除される取引にはどのようなものがありますか。【令和2年9月改訂】

【答】

適格請求書発行者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4④）。

ただし、次の取引は、適格請求書発行者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（新消令70の9②）。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送（以下「公共交通機関特例」といいます。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（以下「自動販売機特例」といいます。）
- ⑤ 郵便切手額のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(公共交通機関特例の対象)

問33 公共交通機関特例の対象となる公共交通機関の行う旅客の運送とは、具体的にはどのようなものですか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送で、次のものをいいます（新消令70の9②一）。

- ① 船舶による旅客の運送
一般旅客定期航路事業（海上運送法2⑤）、人の運送をすする貨物定期航路事業（同法19の6の2）、人の運送をすする不定期航路事業（同法20②）（乗合旅客の運送をすするものに限ります。）として行う旅客の運送（対外航路のものを除きます。）
- ② バスによる旅客の運送
一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法3一イ）として行う旅客の運送
（注）路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）も対象となります。
- ③ 鉄道・軌道による旅客の運送
・ 鉄道：第一種鉄道事業（鉄道事業法2②）、第二種鉄道事業（同法2③）として行う旅客の運送
・ 軌道（モノレール等）：軌道法第3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送

(公共交通機関特例の3万円未満の判定単位)

問34 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、どのような単位で判定するのでしょうか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（新消令70の9②一）。

この3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します（インボイス通達3一9）。したがって、1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

【具体例】

東京・新大阪間の新幹線の大人運賃が13,000円であり、4人分の運送役務の提供を行う場合には、4人分の52,000円で判定することとなります。

(特急料金・入場料金)

問35 特急列車に乗車するために支払う特急料金や駅構内に入場するために支払う入場料金は、公共交通機関特例の対象になりますか。

【答】

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です（新消令70の9②一）。

二貨問の特急料金、急行料金及び寝台料金は、旅客の運送に直接的に附帯する対価として、公共交通機関特例の対象となります。

他方、入場料金や手回品料金は、旅客の運送に直接的に附帯する対価ではありませんので、公共交通機関特例の対象となりません（インボイス通達3一10）。

(卸売市場を通じた委託販売)

問36 卸売市場を通じた生鮮食品等の委託販売は、出荷者の適格請求書の交付義務が免除されるのでしょうか。【令和2年9月改訂】

【答】

卸売市場法に規定する卸売市場において、同法に規定する卸売業者が卸売の業務として出荷者から委託を受けて行う同法に規定する生鮮食品等の販売は、適格請求書を交付することが困難な取引として、出荷者等から生鮮食品等を購入した事業者に対する適格請求書の交付義務が免除されます（新消法57の4①、新消令70の9②二イ）。

本特例の対象となる卸売市場とは、

- ① 農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場
- ② 都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場
- ③ ①及び②に準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の承認を受けた卸売市場

とされています。

農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準は、以下の5つが定められています（令和2

(自動販売機及び自動サービスマシンの範囲)

問 38 3万円未満の自動販売機や自動サービスマシンによる商品の販売等は、適格請求書の交付義務が免除されるようですが、具体的にはどのようなものが該当しますか。【令和4年4月改訂】

【答】

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービスマシンとは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完了するものをいいます（インボイス通達3-11）。

したがって、例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービスマシン、金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスマシンや送金サービスマシンのような機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完了するものが該当することとなります。

なお、小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように機械装置により単に精算が行われているだけのもの、コインパーキングや自動券売機のように代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなもの及びネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないものは、自動販売機や自動サービスマシンによる商品の販売等に含まれません。

3 適格請求書の交付方法

(媒介者交付特例)

問 39 当社（委託者）は、取引先（受託者）に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。これまで、販売した商品の納品書は取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできませんか。

なお、当社と取引先はいずれも適格請求書発行事業者です。【令和4年4月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4①）。

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者ですから、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければなりません。

このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認められます（代理交付）。

また、次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができず（以下「媒介者交付特例」といいます。）（新消法70の12①）。

① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること

② 委託者が受託者に、自己が適格請求書の登録を受けている旨を取り前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（インボイス通達3-7））。

なお、媒介者交付特例を適用する場合における受託者への対応及び委託者の対応は、次のとおりです。

【受託者の対応（新消法70の12①③）】

① 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。

② 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する。

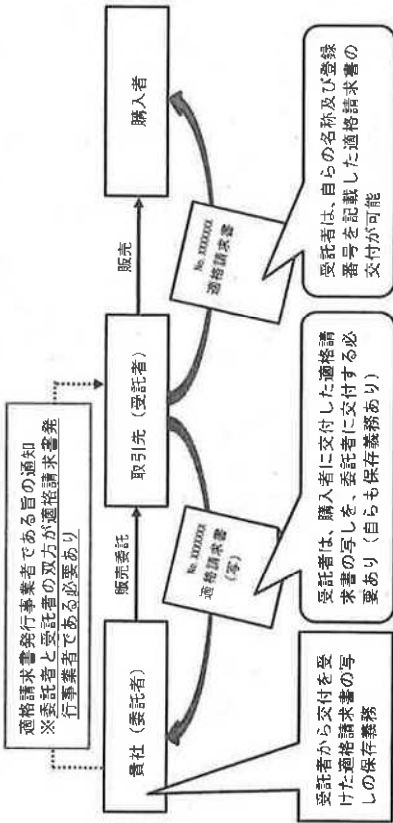
(注) 委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書の写しを保存する必要があるとあります（インボイス通達3-8）。

なお、精算書等の書類等には、適格請求書の記載事項のうち、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

【委託者の対応（新消令70の12④）】

- ① 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。
- ② 委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者において、受託者から交付された適格請求書の写しを保存することから、委託者には、取引先も適格請求書発行事業者ですから、貴社が取引先に自ら適格請求書発行事業者であることを通知することにより、取引先が自らの名称及び登録番号を記載した納品書を作成し、貴社の適格請求書として購入者に交付することができます。なお、貴社は取引先から交付を受けた適格請求書の写しを保存する必要があります。

【媒介者交付特例の取引図】



【受託者が委託者に適格請求書の写しに替えて交付する書類（精算書）の記載例】

□物産精御中
委託販売精算書
XX年11月分(11/1~11/30)
【請求書№0011】

日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
...
合計		54,400円
10%消費税		22,000円(消費税 2,000円)
8%対象		32,400円(消費税 2,400円)

※印は軽減税率対象品目
△△商事様

請求書№により購入者に交付した適格請求書との関連性を明確にしています。

委託者の売上げのみを記載しています。

委託者が売上税額の計算に必要な帳簿ごとの消費税額等の記載をしています。

(注) 媒介者交付特例により適格請求書の交付を行う受託者が、自らの課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付も併せて行う場合、自らの課税資産の譲渡等と委託を受けたものの適格請求書に記載しても差し支えありません。

(参考) 事業者（適格請求書発行事業者に限ります。）が国税徴収法第2条第12号に規定する強制換入手続により、執行機関（同条第13号に規定する執行機関をいいます。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載を代えて「当該執行機関の名称及び本件特例の適用を受ける旨（「公売特例」による適格請求書の交付）」を記載した適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供することができます（新消令70の12⑤）。

なお、この場合、当該執行機関は、強制換入手続を受ける当該事業者から適格請求書発行事業者の登録を受け持っている旨の通知を受ける必要はありませんが、交付した適格請求書の写しの保存及び事業者への交付は媒介者交付特例と同様に必要となります（新消令70の12②③⑤⑥）。

また、当該執行機関は、適格請求書発行事業者である必要はありません。

【参考】

- 国税徴収法第2条（定義）
この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～十一（省略）
十二 強制換入手続
滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。
十三 執行機関
滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

(複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用)

問40 当社（委託者）は、複数の取引先（委託者）から委託を受けて、受託販売を行っています。一の売上先に対して、複数の取引先の商品の販売を行うことがあり、その場合、媒介者交付特例により、当社が一括して適格請求書を交付することは可能でしょうか。【平成30年11月追加】

【答】

次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である委託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己（受託者）の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます（新消令70の12①）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（インボイス連達3-7））。

この媒介者交付特例の適用により、ご質問のように複数の委託者に係る商品を一の売上先に販売した場合であっても、1枚の適格請求書により交付を行うことが可能です。

この場合、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額は、委託者ごとに記載し、消費税額等の端数処理についても委託者ごとに行うことが原則となります。

ただし、委託者が交付する適格請求書単位で、複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行うことも差し支えありません。

【媒介者交付特例により各委託者の取引について1枚の適格請求書を交付する場合の記載例】

□□株式会社 請求書 XX年11月分

日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
11/9	食器	6,600円
合計		55,000円
10%対象		32,000円（消費税 2,909円）
8%対象		23,000円（消費税 1,704円）

※印は軽減税率対象品目
登録番号 T1234567890123
△△商事株式会社

各委託者の課税資産の譲渡等の内容について一括して記載することも認められます。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載して交付できます。
※各委託者の氏名又は名称及び登録番号の記載は不要です。

消費税額等の端数処理は、各委託者の取引を一括して、税率ごとに行うことも認められます。

(参考) 複数の委託者の取引を一括して代理交付する場合

受託者（代理人）が複数の委託者（被代理人）の取引について代理して適格請求書を交付する場合は、各委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

また、複数の委託者の取引を一括して請求書に記載して交付する場合は、委託者ごとに課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を記載し、消費税額等も委託者ごとに計算し、端数処理を行わなければなりません。

【代理交付により複数の委託者の取引を記載して交付する場合の記載例】

□□株式会社 請求書 XX年11月分

取引先名	日付	品名	金額
××株式会社 登録番号...	11/1	紅茶 ※	5,400円
	11/2	クッキー ※	3,240円
	11/9	食器	6,600円
株式会社 登録番号...	10%対象	11,000円（消費税 1,000円）	
	8%対象	15,000円（消費税 1,111円）	
	11/12	割り箸	1,100円
株式会社 登録番号...	11/14	ごみ袋	550円
	11/20	牛肉 ※	6,480円
	合計（税込）		55,000円

※印は軽減税率対象品目
△△商事株式会社

各委託者（被代理人）の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

各委託者（被代理人）の課税資産の譲渡等の内容について区分して記載する必要があります。

消費税額等の端数処理は、各委託者（被代理人）の取引を区分して、税率ごとに行います。

(任意組合等に係る事業の適格請求書の交付)

問41 当社は、取引先数社と任意組合であるJVを組成し、建設工事を行っています。このような任意組合により事業を行う場合、取引の相手方に対し、どのように適格請求書を交付すればよいですか。【令和3年7月改訂】

【答】

民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの(以下「任意組合等」といいます。)が事業として行う課税資産の譲渡等については、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、民法第670条第3項に規定する業務執行者などの業務執行組合員が、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出した場合に限り、適格請求書を交付することができます(新消費法57の6①、新消費法70の14①②)。

この場合、任意組合等のいずれかの組合員が適格請求書を交付することができ、その写しの保存は、適格請求書を交付した組合員が行うこととなります。

なお、次の場合に該当することとなったときは、該当することとなった日以後の取引について、適格請求書を交付することができなくなります。

- ① 適格請求書発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合
 - ② 当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合
- これらの場合に該当することとなったときは、業務執行組合員が速やかに納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書」を提出しなければなりません(新消費法57の6②)。

(参考) 任意組合等の事業に係る適格請求書の記載事項については問61「任意組合が交付する適格請求書の記載事項」をご参照ください。

(適格請求書発行事業者とそれ以外の事業者の共有資産の譲渡等)

問42 当社は、適格請求書発行事業者です。適格請求書発行事業者でない事業者と共有している建物を売却することになりましたが、適格請求書はどのように交付すればよいですか。

【答】

適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者以外の者と資産を共有している場合、その資産の譲渡や貸付けについては、所有者ごとに取引を合理的に区分し、相手方の求めがある場合には、適格請求書発行事業者の所有割合に応じた部分について、適格請求書を交付しなければなりません(インボイス通達3-5)。

したがって、貴社は、建物の売却代金のうち、貴社の所有割合(例えば持分など)に対応する部分を基礎として、適格請求書を交付することとなります。

4 適格請求書の記載事項

(適格請求書に記載が必要な事項)

問43 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付しています。

今後、令和5年10月からの適格請求書等保存方式の開始を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。【令和4年4月改訂】

請求書		
株式会社〇〇御中		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キウイフルーツ	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※ 軽減税率対象品目		
△△商事株式会社		

【答】

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です(区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。)(新消費法57の4①)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(税抜価額と税込価額が混在する場合)

問48 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営業者です。当社のレジシステムで買入物客に発行するレシートは、一般の商品は、税抜価額を記載していますが、たばこなどの一部の商品は税込価額を記載しています。この場合、適格簡易請求書に記載する「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」は、どのように算出すればよいのですか。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

適格請求書の記載事項である消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要があります（新消法70の10、インボイス通達3-12）。この取扱いは、適格簡易請求書に消費税額の記載を行う場合についても同様です。

ご質問のように、一の適格簡易請求書において、税抜価額を記載した商品と税込価額を記載した商品が混在するような場合、いずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載するとともに、これに基づいて「税率ごとに区分した消費税額等」を算出して記載する必要があります。

なお、税抜価額又は税込価額のいずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載する際には、1円未満の端数処理については、どのよう端数処理を行うかについては、事業者の任意となります。

ただし、たばこなど、法令・条例の規定により「税込みの小売価額」が定められている商品や再販売価格維持制度の対象となる商品と、税抜価額で記載するその他の商品を合わせて一の適格簡易請求書に記載する場合には、「税込みの小売価額」を税抜化せず、「税込みの小売価額」を合計した金額及び「税率の異なることの税抜価額」を合計した金額を表示し、それぞれを基礎として消費税額等を算出し、算出したそれぞれその金額について端数処理して記載することとしても差し支えありません。

○ 適格請求書と適格簡易請求書の記載事項の比較（新消法57の4①②）

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 課税資産の譲渡等又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率	④ 課税資産の譲渡等又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

(参考)

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式における小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合の請求書等の記載事項の比較（消法30③、28年改正法附則34②、新消法57の4②）

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から適格簡易請求書)
① 書類の作成者の氏名又は名称	① 書類の作成者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
		⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における請求書等の記載事項に下線(実線)部分が追加されています。

2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線(点線)部分が追加・変更されます。

《税抜価格に統一する場合は適格簡易請求書の記載例》

スーパ-〇〇	
東京都…	
T12345…	
XX年11月1日	
領収書	
コーラ※	¥105 税抜
ビール	¥1,031 税抜
たばこ	¥540 税込
税抜金額	¥1,522
10%対象	¥105
8%対象	
消費税額	¥152
10%対象	¥8
8%対象	¥1,787
合計金額	¥1,800
お預り	¥13
※印は軽減税率対象商品	

税抜価格の税率ごとの合計額の算出の際の端数処理の方法は事業者の任意となります。

消費税額の計算は、上記税率ごとの合計額から算出します(端数処理は一の適格簡易請求書につき税率ごとに1回である必要があります)。

《適格返還請求書の記載事項》

問49 適格返還請求書の記載事項について教えてください。

【答】

適格請求書発行者には、課税事業者に売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています(新消費法57の4③)。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
- 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日(適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。)
- 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額等又は適用税率

【適格返還請求書の記載例】

XX年12月15日		販売奨励金支払明細書	
(株)〇〇御中		11月分 21,800円(税込)	
取引日付	品名	奨励金額	記載事項④
11/1	オレンジジュース ※	1,080円	記載事項⑤ 「税率ごとに区分した消費税額等」 又は 「適用税率」の どちらかを記載 ※両方記載するこ とも可能です。
11/1	ビール	2,200円	
合計		21,800円(消費税 1,800円)	記載事項① △△商事株式会社 登録番号 J1234567890123
10%対象		11,000円(消費税 1,000円)	
8%対象		10,800円(消費税 800円)	
※印は軽減税率対象商品			

(売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日の記載)

問 50 適格返還請求書には、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」を記載する必要があるとのことですが、日々、商品の返品が行われているため、個々の商品について正確な販売年月日を把握することが困難です。そのため、10月中に返品を受けた商品は、前月である9月中に販売したものの返品として処理している場合には「9月末日」を、同商品について最後に販売したものの返品として処理している場合には「最終販売年月日」を、それぞれ「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」として記載することも認められるでしょうか。【令和元年7月追加】

【答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に対して売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されており、適格返還請求書には、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」を記載することとされています(新消費法57の4③)。

この点、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」は、課税期間の範囲内で一定の期間の記載で差し支えありませんので、例えば、月単位や「〇月～△月分」といった記載も認められることとなります。

他方、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、当該返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日を記載することとしても差し支えありませんので、質問のように「前月末日」や「最終販売年月日」を「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」として記載することも、そのような合理的な方法として継続して行われているのであれば、認められることとなります。

なお、その年月日が、適格請求書発行事業者の登録前の期間に属するものであるときは、適格返還請求書の交付義務はありません(インボイス通達3-14)。

(適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合)

問 51 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っております。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしております。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っております。適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。【令和2年9月改訂】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します。したがって、貴社は、取引先に対し、課税資産の譲渡等と売上げに係る対価の返還等を行っていることから、取引先に対し、適格請求書と適格返還請求書を交付する義務があります。

この場合において、貴社が交付する請求書に、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の書類で交付することも可能です。

具体的には、当月販売した商品について、適格請求書として必要な事項を記載するとともに、前月分の販売奨励金について、適格返還請求書として必要な事項を記載すれば、1枚の請求書を交付することで差し支えありません。

また、継続して、課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載することで、適格請求書に記載すべき「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」と適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載を満たすこともできます(インボイス通達3-16)。

(注) この場合、課税資産の譲渡等の金額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額に基づく消費税額等の計算については、税率ごとに1回の端数処理となります。

【課税資産の譲渡等の金額と対面の返還等の金額をそれぞれ記載する場合】

請求書
 株〇〇御中 XX年12月15日
 11月分 98,300円(税込)
 (11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	オレングジュース ※	5,400円
11/1	ビール	1,000円
11/2	オレングジュース ※	2,160円
合計		109,200円(消費税9,200円)
10%対象		66,000円(消費税6,000円)
8%対象		43,200円(消費税3,200円)
合計		109,200円
10/12	オレングジュース ※	1,080円
合計		10,900円(消費税900円)
10%対象		5,500円(消費税500円)
8%対象		5,400円(消費税400円)
請求金額		98,300円

※は軽減税率対象商品
 △△商事株式会社
 登録番号 T1234567890123

適格請求書として
必要な記載事項

適格返還請求書として
必要な記載事項

請求書
 株〇〇御中 XX年12月15日
 11月分 98,300円(税込)
 (11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	オレングジュース ※	5,400円
11/1	ビール	1,000円
11/2	オレングジュース ※	2,160円
合計		109,200円(消費税9,200円)
10/12	オレングジュース ※	1,080円
合計		10,900円(消費税900円)
請求金額		98,300円(消費税8,300円)
10%対象		60,500円(消費税5,500円)
8%対象		37,800円(消費税2,800円)

※は軽減税率対象商品
 △△商事株式会社
 登録番号 T1234567890123

継続的に、
 ①課税資産の譲渡等の対面の額から売上げに係る対面の返還等の金額を控除した金額及び
 ②その金額に基づき計算した消費税額等を
 務至ごとに記載すれば記載事項を満たします。

【対面の返還等を控除した後の金額を記載する場合の記載例】

(販売奨励金等の請求書)

問52 当社は、販売促進の目的で、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先(当社の売上先)に販売奨励金を支払うこととしています。
 販売奨励金の精算に当たっては、取引先から交付される奨励金請求書に基づき支払い、消費税については、売上げに係る対面の返還等として処理しています。この場合、適格請求書等保存方式においては、当社から取引先に対して、改めて、適格返還請求書を交付する必要はありませんか。【平成30年11月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対面の返還等に該当します(基通14-1-2)ので、貴社は、取引先に対し、適格返還請求書を交付する義務があります(新消法57の4③)。適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 売上げに係る対面の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対面の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日(適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。)
- 売上げに係る対面の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(売上げに係る対面の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- 売上げに係る対面の返還等の税技術額又は税込金額を税率ごとに区分して合計した金額
- 売上げに係る対面の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

ご質問の場合、取引先が作成する書類である奨励金請求書に販売奨励金に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されていれば、貴社と相手方との間で、貴社の売上げに係る対面の返還等の内容について記載された書類が共有されていますので、貴社は、改めて、適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。

【適格返還請求書として必要な事項が記載された販売奨励金に係る請求書の記載例】

XX年12月15日
 株〇〇御中
 登録番号 T1234567890123
 11月分 21,800円(税込)

取付日付	品名	奨励金額
11/1	オレングジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
合計		21,800円(消費税1,800円)
10%対象		11,000円(消費税1,000円)
8%対象		10,800円(消費税800円)

※印は軽減税率対象商品
 △△商事株式会社

記載事項②
 記載事項④
 記載事項⑤
 「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のどちらかを記載 ※ 両方記載することも可能です。

(適格請求書に係る電磁的記録の内容)

問53 当社は、書類に代えて、インターネットを利用して電子メールで請求書に請求書に係る電磁的記録を提供しています。

適格請求書に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供できるそうですが、この電磁的記録には、どのような内容を記録する必要がありますか。

【答】

適格請求書発行者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは適格請求書を交付しなければなりません（新消法57の4①）の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます（新消法57の4①）。

なお、提供する電磁的記録は、次のとおり適格請求書の記載事項と同じ内容の記録である必要があります。

- ① 電磁的記録を提供する適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
 - ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 電磁的記録の提供を受ける事業者の氏名又は名称
- また、電磁的記録による提供方法については、問28《適格請求書に係る電磁的記録による提供》をご参照ください。

(一定期間の取引をまとめた請求書の交付)

問54 当社は、取引の都度、取引先に商品名を記載した納品書を交付するとともに、請求については1か月分をまとめて、請求書を交付しています。軽減税率制度の実施後、以下のようになり、請求書において、1か月分の取引に係る納品書番号を記載した上で、税率ごとの税込金額の合計額を記載しています。令和5年10月からは、請求書を適格請求書として交付しようと考えていますが、どのような対応が必要ですか。【令和2年9月改訂】

請求書		納品書	
納品書		納品書	
納品書番号	金額	納品書	納品書
No.0011	11,960円	納品書	納品書
No.0012	7,640円	納品書	納品書
No.0013	9,500円	納品書	納品書
合計	109,200円(税込)	納品書	納品書
10%対象		納品書	納品書
8%対象		納品書	納品書
合計	43,200円	納品書	納品書

※印は軽減税率対象商品

【答】

適格請求書とは、次の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載するなど）で交付されれば、その複数の書類の全体により適格請求書の記載事項を満たすこととなります（インボイス通達3-1）。

- ① 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
 - ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 適格請求書の提供を受ける事業者の氏名又は名称
- したがって、ご質問の場合、次の対応が考えられます。

1 請求書に適格請求書として必要な事項を全て記載する場合
 適格請求書として必要な事項を全て記載することにより、請求書の交付のみをもって、適格請求書の交付義務を果たすことができます。この場合、納品書の様式を変更していただく必要はありません。

【適格請求書として必要な記載事項を全て請求書に記載する場合の記載例】

請求書		XX年11月1日	
日付	品名	金額	
10/1	牛肉 ※	5,400円	
10/1	じゃがいも ※	2,100円	
10/1	割り箸	1,100円	
：	：	：	
合計	109,200円 (消費税 9,200円)		
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)		
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)		

※印は軽減税率対象商品
 △△商事㈱
 登録番号 T1234567890123

記載事項④
 記載事項⑤
 記載事項①

2 請求書のみでは適格請求書の記載事項が不足するため、納品書で不足する記載事項を補充する場合
 請求書に、登録番号、税率ごとに区分した消費税額等及び適用税率を記載するとともに、日々の取引の内容(軽減税率の対象である旨を含みます。)については、納品書に記載することにより、2種類の書類で適格請求書の記載事項を満たすことができます。
 したがって、この場合、請求書と納品書を交付することにより、適格請求書の交付義務を果たすことができます。

【請求書に不足する適格請求書の記載事項を納品書で補充する場合の記載例】

請求書		XX年11月1日	
納品書番号	金額		
No.0011	11,900円		
No.0012	7,640円		
No.0013	9,800円		
：	：		
合計	109,200円 (消費税 9,200円)		
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)		
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)		

△△商事㈱
 登録番号 T1234567890123

納品書No.0013	納品書	記載事項⑤
納品No.0012	納品書	
納品No.0011	納品書	

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,100円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,900円

※印は軽減税率対象商品

記載事項①

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問55 当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。令和5年10月から、納品書に税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。【平成30年11月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など）で交付されれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます（インボイス通達3-1）。

このため、ご質問のように納品書に「課税資産の譲渡等の税込価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合は、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。

請求書		納品書	
納品No.0013	納品書	納品No.0013	納品書
納品No.0012	納品書	納品No.0012	納品書
納品No.0011	納品書	納品No.0011	納品書
△△商事(株)		△△商事(株)	
10月分(10/1~10/31)		納品書	
109,200円(税込)		納品書	
納品書番号	金額	品名	金額
No.0011	12,800円	牛肉	5,400円
No.0012	5,480円	じゃがいも	2,300円
No.0013	5,480円	割り箸	1,100円
合 計	109,200円	ビール	4,000円
		合 計	12,800円
		10%対象	5,100円(消費税464円)
		8%対象	7,700円(消費税570円)
		※印は軽減税率対象商品	

(参考)
この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。
例) 合計 109,200円(消費税8% : 3,200円/10% : 6,000円)
合計 109,200円(消費税9,200円) 等
なお、当該消費税額等の合計額については、法令上において記載を求め、適格請求書の記載事項としての消費税額等にはなりませんのでご留意ください。

(外貨建取引における適格請求書の記載事項)

問56 当社は、米ドル建てにより取引を行っており、当該取引に係る資産の譲渡等の対価の額については、法人税における処理と同様に取引を行った日の対価を直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信売相場(TTB)の仲値(TTM)により円換算を行っています。このような外貨建取引に係る適格請求書は、どのように記載すればよいですか。【令和4年4月追加】

【答】

米ドルなどの外貨建てによる取引であっても、適格請求書に記載が必要な事項は問43《適格請求書に記載が必要な事項》と同様ですが、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」を除き、記載事項を外国語や外貨により記載しても問題ありません。

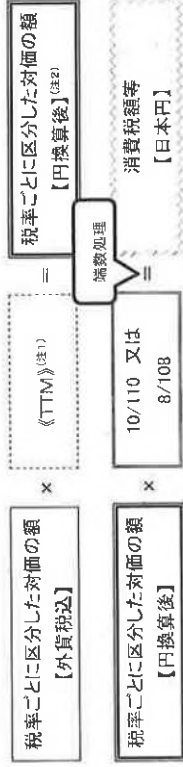
しかし、外貨建てによる取引であっても、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」については、円換算した金額を記載する必要があります。

具体的には、以下のいずれかの計算方法により、円換算して「税率の異なるごとに区分した消費税額等」を算出することとなります。

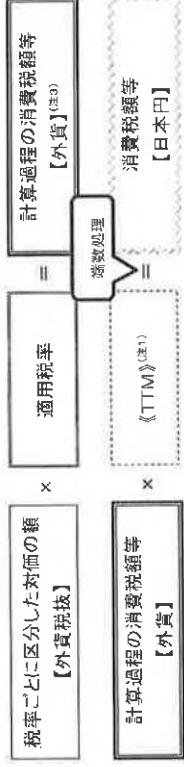
1 税率ごとに区分して合計した対価の額(外貨税抜)を円換算後、消費税額等を算出する方法



2 税率ごとに区分して合計した対価の額(外貨税込)を円換算後、消費税額等を算出する方法



3 税率ごとに区分して合計した対価の額(外貨税抜)から計算過程の消費税額等(外貨)を算出後、円換算する方法



(仕入明細書の相手方への確認)

問70 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。【令和2年9月改訂】

【答】

仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する仕入明細書等は、相手方の確認を受けたものに限られます(新消法30③、インボイス通達4-6)。この相手方の確認を受ける方法としては、例えば、

- ① 仕入明細書等の記載内容を、通信回線等を通じて相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの

なお、③については、

・ 仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に送付し、又は提供し、了承を得る。

・ 仕入明細書等又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載し、又は記録し、相手方の了承を得る。

といったように、仕入明細書等の記載事項が相手方に示され、その内容が確認されている状態にあることが明らかであれば、相手方の確認を受けたものとなります。

(参考) 区分記載請求書等保存方式においても、仕入れを行った者が作成する仕入明細書等の書類で、一定事項が記載されており、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当します。

ただし、適格請求書等保存方式における仕入明細書等と区分記載請求書等保存方式における仕入明細書等の記載事項は異なり、ご注意ください。

○ 仕入明細書等の記載事項の比較(消法30⑤二、28年改正法附則34②、新消令49④)

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名又は 名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は 名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役 務の内容 ⑤ 課税仕入れに係る支払対面の 額	① 書類の作成者の氏名又は 名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は 名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役 務の内容(課税仕入れが他の者 から受けた軽減対象資産の譲渡 等に係るものである場合には、 資産の内容及び軽減対象資産の 譲渡等に係るものである旨) ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入 れに係る支払対面の額	① 書類の作成者の氏名又は 名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は 名称及び登録番号 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役 務の内容(課税仕入れが他の者 から受けた軽減対象資産の譲渡 等に係るものである場合には、 資産の内容及び軽減対象資産の 譲渡等に係るものである旨) ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入 れに係る支払対面の額及び適用 税率 ⑥ 税率ごとに区分した消費税額 等

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における仕入明細書等の記載事項に下線(実線)部分が追加されています。

2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等保存方式における仕入明細書等の記載事項に下線部分(点線)が追加されます。

【仕入明細書の記載事項】

問71 当店は、食料品及び日用雑貨の小売を行っています。軽減税率制度の実施後、仕入先への代金の支払に当たり、以下のような仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

令和5年10月1日からは、適格請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすためには、仕入明細書について、どのような対応が必要ですか。【令和4年4月改訂】

仕入明細書		
XX年11月30日 △△商店様		
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キウイフルーツ	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※印は軽減税率対象商品

【答】

区分記載請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します(消法30⑨二)。

適格請求書等保存方式の下でも同様に仕入明細書等による仕入税額控除は可能ですが、課税仕入れの相手方において課税資産の譲渡等に該当するものであり、次の事項が記載されていることが必要となります(区分記載請求書等保存方式における仕入明細書の記載事項に加え、②、⑤及び⑥の下線部分が追加されています。)(新消法30⑨三、新消令49④)。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は債務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

(注) 上記の記載事項のうち、②の登録番号を記載しないで作成した仕入明細書は、令和元年10月1日から令和5年9月30日(適格請求書等保存方式の開始前)までの間に開ける区分記載請求書等として取り扱われます。

【仕入明細書の記載例】

仕入明細書		
XX年11月30日 △△商店様		
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キウイフルーツ	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象		88,000円 (消費税8,000円)
8%対象		43,200円 (消費税3,200円)

※印は軽減税率対象商品

(参考) 仕入明細書等の電磁的記録による保存

仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等には、上記①から⑥までの記載事項に係る電磁的記録も含まれます(新消令49⑦)。

したがって、上記①から⑥までの記載事項を記録した電磁的記録を保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たします。

なお、仕入明細書等の電磁的記録の保存方法は、提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法と同様となります(新消令50①、新消規15の5)。この電磁的記録の保存方法については、問81《提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法》をご参照ください。

(書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書)

問 72 当社は、E D I 取引を行っており、取引先と電磁的記録を交換することにより、日々の受発注などを行っています。また、決済に当たっては、取引先から請求書が交付されず、当社から取引先に、月まとめで支払通知書を書面で交付しています(いわゆる請求レス取引)。支払通知書には相手方の登録番号等の記載を行いますが、日々の取引の明細については、取引先から提供される電磁的記録である取引明細(税率ごとに分けて作成されています。)を参照しようと考えています。

このような場合、相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細の電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか。【令和2年9月改訂】

(注) E D I (Electronic Data Interchange) 取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を通じてコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

○ 支払通知書(書面で交付)

XX年12月15日	
支払通知書	
△△商事株式会社	
登録番号 T1234567890123	
XX年11月分(11/1~11/30)	
合計	109,200円(税込)
10%対象	109,200円(消費税9,200円)
8%対象	66,000円(消費税6,000円)
	43,200円(消費税3,200円)
株式会社〇〇	

○ 取引明細(電磁的記録で提供)

株式会社〇〇		
取引明細		
(8%対象分)		
XX年11月分(11/1~11/30)		
株式会社〇〇		
取引明細		
(10%対象分)		
XX年11月分(11/1~11/30)		
日付	品名	金額(税込)
11/1	物野パン	2,200円
11/2	割り箸	1,100円
⋮	⋮	⋮

【答】

相手方から確認を受けた仕入明細書を仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等とするには、次の事項が記載されていることが必要です(区分記載請求書等保存方式における仕入明細書の記載事項に加え、次の②、⑤及び⑥の下線部分を追加されました。)(新消法30③、新消令49④)。また、保存すべき請求書等には仕入明細書に係る電磁的記録も含まれます(新消令49⑤)。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

なお、保存が必要な請求書等の記載事項は、一の書類だけで記載事項を満たす必要はなく、

複数の書類や、書類と電磁的記録について、これらの書類(書類と電磁的記録)相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されれば、その複数の書類や電磁的記録の全体により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

したがって、ご質問の場合、課税資産の譲渡等の内容(軽減税率の対象である旨を含みます。)を記録した取引明細に係る電磁的記録と書面で作成する支払通知書の全体により、請求書等の記載事項を満たすため、貴社は、書面で作成した支払通知書と取引明細に係る電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。

また、取引明細に係る電磁的記録の保存方法は、提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法と同様となります(新消令50①、新消規15の5)。この電磁的記録の保存方法については、問81《提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法》をご参照ください。

(仕入明細書に記載する課税仕入れに係る支払対価の額)

問73 適格請求書等保存方式の下では、記載事項を満たす仕入明細書には、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とのことですが、控括きの仕入金額と消費税額等を記載することで、必要な記載事項を満たすこととなりますか。【平成30年11月追加】

【答】

適格請求書等保存方式の下で、仕入税額控除の要件として保存すべき仕入明細書には、次の事項が記載されていることが必要です(新消法30③、新消令49④)。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

ご質問の「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」については、税込金額となりますが、税率ごとに区分した仕入金額の控括きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することで、その記載があるものとして取り扱われます。

(仕入明細書において対価の返還等について記載した場合)

問 74 当社は、食品及び日用雑貨の販売を行う事業者です。当社の商品販売売上げに関しては、請求書の交付をすることなく、相手方から交付される次の支払通知書に基づき支払を受けています。また、返品があった場合には、支払通知書にその内容等が記載されていますが、この場合であっても、適格請求書等保存方式においては、改めて、適格返還請求書を交付する必要はありません。

なお、相手方は、仕入税額控除の適用を受けるために、支払通知書を保存しています。

【平成 30 年 11 月追加】【令和 4 年 4 月改訂】

支払通知書		
株式会社 XX 年 11 月 30 日 <small>(送付後一定期間内に連絡がない場合は、廃止があったものといたします。)</small>		
11 月分 129,020 円 (税込)		△△商店様
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400 円
11/2	牛肉 ※	10,800 円
11/2	お弁当	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合計金額		131,200 円
10%対象		88,000 円
8%対象		43,200 円
11/12	クッキー【返品】(XX 年 10 月仕入分) ※	▲1,080 円
11/12	割り箸【返品】(XX 年 9 月仕入分)	▲1,100 円
返品合計金額		▲2,180 円
10%対象		▲1,100 円
8%対象		▲1,080 円
支払金額合計(税込)		129,020 円

※印は軽減税率対象商品

【答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課されています(新消費法57の4③)。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日(適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。)
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減税率対象資産である場合には、

資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
 - ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
- また、課税仕入れの相手方において課税資産の譲渡等に該当する場合には、仕入割が作成した次の記載事項のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します(新消費法30③三、新消費令49④)。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

ご質問の場合、相手方が仕入税額控除のために作成・保存している支払通知書に、返品に関する適格返還請求書として必要な事項が記載されれば、貴社と相手方の間で、貴社の売上げに係る対価の返還等について確認されていますので、貴社は、改めて適格返還請求書を交付しなくても差し支えありません。

なお、支払通知書に適格返還請求書として必要な事項を合わせて記載する場合には、事業者ごとに継続して、課税仕入れに係る支払対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに支払通知書に記載することで、仕入明細書に記載すべき「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」と適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等」の記載を満たすこともできます。

【仕入明細書に適格返還請求書の記載事項を合わせて記載する場合の記載例】

機〇〇御中 登録番号 T1234567890123 (送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。)		支払通知書 XX年11月30日 △△商店様	
11月分 支払金額合計 129,020円 (税込)			
日付	品名	金額	
11/1	いちご ※	5,400円	
11/2	牛肉 ※	10,800円	
11/2	わかばーん-	2,200円	
≡	≡	≡	
11/12	クッキー【返品】(XX年10月仕入分) ※	▲1,080円	
11/12	割り箸【返品】(XX年9月仕入分)	▲1,100円	
10%対象	88,000円 (消費税8,000円)	返品 金額	▲1,100円 (▲消費税100円)
8%対象	43,200円 (消費税3,200円)		▲1,080円 (▲消費税80円)
※印は軽減税率対象商品			

仕入額から返品額を控除した金額を継続して記載していれば、次のように仕入金額を記載することも認められます。

(例)
 10%対象 88,900円
 (消費税 7,900円)
 8%対象 42,120円
 (消費税 3,120円)

適格返還請求書に記載が必要となる事項です。

【適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合】

問75 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。仕入明細書には、当社が行った商品の配送について、配送料として記載し、仕入金額から控除しており、これは、当社の売上げとして計上しています。この場合、仕入明細書とは別にその配送料に係る適格請求書を相手方に交付しなければならぬのでしょうか。

【平成30年11月追加】【令和2年9月改訂】

機〇〇御中 XX年11月30日 △△商店様		仕入明細書	
11月分 127,900円 (税込)			
日付	品名	金額	
11/1	いちご ※	5,400円	
11/2	牛肉 ※	10,800円	
11/2	わかばーん-	2,200円	
≡	≡	≡	
仕入金額合計 (税込)		131,200円	
10%対象		88,000円	
8%対象		43,200円	
控除金額	11月分配送料	3,300円	
支払金額合計 (税込)		127,900円	
※印は軽減税率対象商品			

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています（新消費法57の4①）。

ご質問の場合、貴社が行う配送（課税資産の譲渡等）の対価として收受する配送料については、別途、相手方の求めに応じて適格請求書を交付する義務があります。このため、配送料に係る適格請求書を仕入明細書とは別に交付する、又は仕入明細書に合わせて配送料に係る適格請求書の記載事項を1枚の書類で交付するといった方法により対応する必要があります。

なお、仕入明細書と適格請求書の記載事項は、それぞれ次のとおりです。

- 仕入明細書の記載事項（新消令49④）
 - 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
 - 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
 - 課税仕入れを行った年月日
 - 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るもの）である旨
- 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等

2 適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【仕入明細書と適格請求書を一の書類で交付する場合の記載例】

仕入明細書		XX年11月30日	
②	〒〇〇〇〇 登録番号 T1234567890123	①	記載事項①
△△商店様 登録番号 10876543210987		④	記載事項④
11月分	127,900円(税込)	金額	
日付	品名	金額	
11/1	いちご ※	5,400円	
11/2	牛肉 ※	10,800円	
11/2	キウイフルーツ	2,200円	
仕入金額合計(税込)		131,200円	
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)	⑤
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)	⑤
控除金額 (10%対象)	11月分 配送料	3,300円 (消費税 300円)	⑥
支払金額合計(税込)		127,900円	⑥
※印は軽減税率対象商品			

(交付を受けた適格請求書に誤りがあった場合の対応)

問76 記載事項に誤りがある適格請求書の交付を受けた事業者が、その課税仕入れについて仕入税額控除の適用に係る請求書等の保存要件を満たすために必要となる対応について教えてください。【令和3年7月追加】

【答】

買手である課税事業者は、交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（電磁的記録により提供を受けた場合も含みます。）の記載事項に誤りがあったときは、売手である適格請求書発行者事業者に対して修正した適格請求書又は適格簡易請求書の交付を求め、その交付を受けることにより、修正した適格請求書又は適格簡易請求書を保存する必要があります（自ら追記や修正を行うことはできません。）。

なお、買手である課税事業者が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、売手である適格請求書発行者事業者の承認を受けたものについても、仕入税額控除の適用のために保存が必要な請求書等に該当しますので（新消法30③）、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行者事業者の承認を受けた上で、その仕入明細書等を保存することもできます。

売手である適格請求書発行者事業者の対応は、問29《交付した適格請求書に誤りがあった場合の対応》を、仕入明細書等の記載事項については、問71《仕入明細書等の記載事項》をご参照ください。

(任意組合の構成員が保存しなければならぬ請求書等)

問77 当社は、取引先数社と任意組合を組成し、イベントを行っています。現行、仕入先から交付される請求書等は、幹事会社が保管し、当社を含めた構成員は、幹事会社から精算書の交付を受けています。

適格請求書等保存方式においては、構成員である当社も仕入先から適格請求書の交付を受け、保存する必要がありますか。

【答】

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書など請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(新消法30⑨)。

任意組合の共同事業として課税仕入れを行った場合に、幹事会社が課税仕入れの名義人となっている等の事由により各構成員の特分に応じた適格請求書の交付を受けることができないうきにおいて、幹事会社が仕入先から交付を受けた適格請求書のコピーに各構成員の出資金等の割合に応じた課税仕入れに係る対価の額の配分内容を記載したものは、貴社及びその他の構成員における仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当するものとして取り扱われますので、その保存をもって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。

また、任意組合の構成員に交付する適格請求書のコピーが大量となる等の事情により、立替私を行った幹事会社が、コピーを交付することが困難なときは、幹事会社が仕入先から交付を受けた適格請求書を保存し、精算書を交付することにより、貴社は幹事会社が作成した(立替えを受けた構成員の負担額が記載されている)精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます(インボイス通達4-2)。

この場合、幹事会社は、精算書に記載されている仕入れ(経費)について、仕入税額控除が可能なのか(すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の方からの仕入れか)を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、各構成員が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を記載しておく必要があります。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要となりますし、適格請求書のコピーにより、その仕入れ(経費)が適格請求書発行事業者から受けたものが否かを確認できなくなるため、幹事会社と構成員の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知できる場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされている等の場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

(立替金)

問78 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替私をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和4年4月改訂】

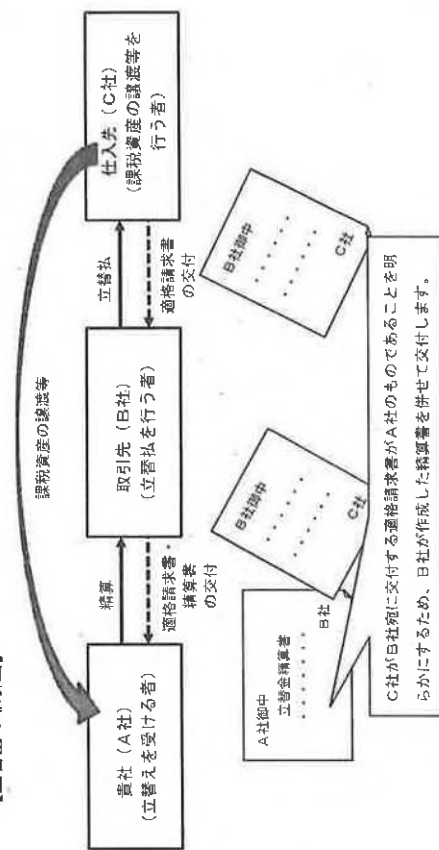
【答】

貴社が、C社から立替私をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。ご購入の場合において、立替私を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります(インボイス通達4-2)。

また、この場合、立替私を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。なお、立替私の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。この場合、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れについては、問82《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合》を、帳簿の記載事項については、問88《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》をご参照ください。

【立替金の取引図】



(参考) A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替私している場合、原則として、B社はC社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先であるC社から行なった課税仕

(口座振替・口座振込による家賃の支払)

問79 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような契約書の締結後に口座振替等により代金を支払い、請求書や領収書の交付を受けない取引の場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。【令和4年4月改訂】

【答】

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方(債主)から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部(例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外)の事項が記載された契約書とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の途中で取引の相手方(債主)が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には債主(借主)はその事実を把握することは困難となります(適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません。)。そのため、必要に応じ、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認してください。

(参考) 令和5年9月30日以前の契約について

令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していただければ差し支えありません。

入れがA社及び各社のものであることを明らかにするために、B社が作成した精算書を添えるなどし、A社を含む立替えを受けた者に交付する必要がある場合があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となるなどの事情により、立替を行ったB社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した(立替えを受けた者の負担額が記載されている)立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

ただし、この場合、立替私を行った取引先のB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか(すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか)を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たったの必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要となりますし、適格請求書のコピーにより、その仕入れ(経費)が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できなくなるため、立替私を行ったB社とA社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合はほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の帳簿の記載事項の比較（消法30⑥、28年改正法附則34②、新消法30③）

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から)
① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称	① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称	① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称
② 課税仕入れを行った年月日	② 課税仕入れを行った年月日	② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容	③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 (課税仕入れが他の者から受け た軽減対象資産の譲渡等に係 るものである場合には、資産 の内容及び軽減対象資産の譲 渡等に係るものである旨)	③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 (課税仕入れが他の者から受け た軽減対象資産の譲渡等に係 るものである場合には、資産 の内容及び軽減対象資産の譲 渡等に係るものである旨)
④ 課税仕入れに係る支払対価 の額	④ 課税仕入れに係る支払対価 の額	④ 課税仕入れに係る支払対価 の額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における帳簿の記載事項に
下線部分が追加されています。

2 適格請求書等保存方式の下でも、区分記載請求書等保存方式における帳簿の記載事
項と同様の記載事項です。

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)
問88 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の事
項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるようですが、この場合の帳
簿への記載事項について教えてください。

【答】
請求書の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の
事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①、新
消規15の4）。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の
際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービスマシンの購
品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵
便ポストにより差し出されたものに限ります。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤
手当）

この場合、帳簿の記載事項に加え、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要とな
ります。

・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合、「入場券等」

・ 仕入れの相手方の住所又は所在地（一定の者を除きます。）

(注) 帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者は、次のとおりです
(インボイス運達4-7)。

- イ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）
による旅客の運送について、その運送を行った者
- ロ 適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を
行った者

ハ 課税仕入れに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を支払っ
た場合の当該出張旅費等を受領した使用人等

ニ 上記③から⑥の課税仕入れ（③から⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質
屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を
記載することとされているもの以外のもの）に限り、⑥に係る課税仕入れについては、事
業者以外の者から受けるものに限ります。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方

(参考) 古物営業を営む場合、古物営業法において、商品を仕入れた際の対価の総額が1
万円以上（税込み）の場合には、帳簿（いわゆる「古物台帳」）に①取引年月日、②
古物の品目及び数量、③古物の特徴、④相手方の住所、氏名、職業及び年齢、⑤相
手方の確認方法を記載し、保存しなければならないこととされています（古物営業
法16、18）。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項は、①課税
仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地、「②課税仕入れを行った年
月日」、「③課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、「④課税仕入れに係る支払対価
の額」、「⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当す
る旨」ですが、古物台帳には①から④の事項が記載されていることとなります。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項として
は、⑤の事項も必要となるため、古物台帳と⑤の事項について記載した帳簿（総動
定元帳等）を合わせて保存することで、帳簿の保存要件を満たすことができます。

この場合、古物台帳については帳簿の保存期間（課税期間の末日の翌日から2月
を経過した日から7年間）保存しておく必要がある点にご留意ください（消令71
②）。

(適格請求書発行事業者の登録等)

第五十七条之二 国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であつて、第五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項本文の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から前項の登録を受けようとするときは、政令で定める日までに、当該申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4 第一項の登録は、適格請求書発行事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定める事項を登載してするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

5 税務署長は、第一項の登録を受けようとする事業者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事実が該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一 当該事業者が特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいう。次号及び次項において同じ。）以外の事業者である場合 次に掲げるいずれかの事実

イ 当該事業者（国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ロ 当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 当該事業者が特定国外事業者である場合 次に掲げるいずれかの事実

イ 消費税に関する税務代理（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号（税理士の業務）に掲げる税務代理をいう。次項第二号ハにおいて同じ。）の権限を有する国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人がないこと。

ロ 当該事業者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ハ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

ニ 当該事業者が、次項の規定により第一項の登録を取り消され（次項第二号ホ又はへに掲げる事実のいずれかに該当した場合に限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

ホ 当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

6 税務署長は、次の各号に掲げる適格請求書発行事業者が当該各号に定める事実が該当すると認めるときは、当該適格請求書発行事業者に係る第一項の登録を取り消すことができる。

一 特定国外事業者以外の事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実

イ 当該適格請求書発行事業者が一年以上所在不明であること。

- ロ 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止したと認められること。
 - ハ 当該適格請求書発行事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められること。
 - ニ 当該適格請求書発行事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。
 - ホ 当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。
 - ヘ 前項第一号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。
- 二 特定国外事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実
- イ 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止したと認められること。
 - ロ 当該適格請求書発行事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められること。
 - ハ 当該適格請求書発行事業者の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。））に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。
 - ニ 当該適格請求書発行事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。
 - ホ 消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。
 - ヘ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。
 - ト 当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。
 - チ 前項第二号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。
- 7 税務署長は、第一項の登録又は前二項の処分をするときは、その登録又は処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。
- 8 適格請求書発行事業者は、第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 9 税務署長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を適格請求書発行事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該変更後の適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。
- 10 適格請求書発行事業者が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日に、第一項の登録は、その効力を失う。
- 一 当該適格請求書発行事業者が第一項の登録の取消しを求める旨の届出書とその納税地を所轄する税務署長に提出した場合 その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）

- 二 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合（前条第一項の規定により同項第三号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。） 事業を廃止した日の翌日
 - 三 当該適格請求書発行事業者である法人が合併により消滅した場合（前条第一項の規定により同項第五号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。） 当該法人が合併により消滅した日
- 11 税務署長は、第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。
- 12 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

見出…令和五年一〇月一日から施行
一項…令和五年一〇月一日から施行
二項…令和五年一〇月一日から施行
三項…令和五年一〇月一日から施行
四項…令和五年一〇月一日から施行
五項…令和五年一〇月一日から施行
六項…令和五年一〇月一日から施行
七項…令和五年一〇月一日から施行
八項…令和五年一〇月一日から施行
九項…令和五年一〇月一日から施行
十項…令和五年一〇月一日から施行
十一項…令和五年一〇月一日から施行
十二項…令和五年一〇月一日から施行

（適格請求書発行事業者が死亡した場合における手続等）

第五十七条の三 適格請求書発行事業者（個人事業者に限る。以下この条において同じ。）が死亡した場合には、第五十七条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、当該適格請求書発行事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 2 適格請求書発行事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項の規定による届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日に、その効力を失う。
- 3 相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除く。）の当該相続のあつた日の翌日から、当該相続人が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から四月を経過する日のいずれか早い日までの期間（次項において「みなし登録期間」という。）については、当該相続人を同条第一項の登録を受けた事業者とみなして、この法律（同条第十項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。こ

の場合において、当該みなし登録期間中は、当該適格請求書発行事業者に係る同条第四項の登録番号を当該相続人の登録番号とみなす。

- 4 前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。
- 5 税務署長は、第二項又は前項の規定により前条第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該登録がその効力を失った旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。
- 6 適格請求書発行事業者の事業を承継した場合における棚卸資産に係る消費税額の調整その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

三項…令和五年一〇月一日から施行

四項…令和五年一〇月一日から施行

五項…令和五年一〇月一日から施行

六項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書発行事業者の義務)

第五十七条の四 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行つた場合（第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合、第十七条第一項又は第二項本文の規定により資産の譲渡等を行つたものとされる場合その他政令で定める場合を除く。）において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条において同じ。）から次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下この条から第五十七条の六までにおいて「適格請求書」という。）の交付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書を当該他の事業者に交付しなければならない。ただし、当該適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として政令で定めるものを行う場合は、この限りでない。

- 一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号（第五十七条の二第四項の登録番号をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）
- 二 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- 三 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- 四 課税資産の譲渡等に係る税抜価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。次項第四号及び第三項第四号において同じ。）又は税込価額（対価として收受し、又は收受すべき

- 一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。次項第四号及び第三項第四号において同じ。)を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率(第二十九条第一号又は第二号に規定する税率に七十八分の百を乗じて得た率をいう。次項第五号及び第三項第五号において同じ。)
- 五 消費税額等(課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額の合計額として前号に掲げる税率の異なるごとに区分して合計した金額ごとに政令で定める方法により計算した金額をいう。)
- 六 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- 2 前項本文の規定の適用を受ける場合において、同項の適格請求書発行事業者が国内において行つた課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類(以下この条から第五十七条の六までにおいて「適格簡易請求書」という。)を交付することができる。
- 一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 二 課税資産の譲渡等を行つた年月日
- 三 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
- 四 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
- 五 消費税額等(前項第五号の規定に準じて計算した金額をいう。)又は適用税率
- 3 売上げに係る対価の返還等(第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。以下この項において同じ。)を行う適格請求書発行事業者は、当該売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者に対して、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類(以下この条において「適格返還請求書」という。)を交付しなければならない。ただし、当該適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、当該売上げに係る対価の返還等に際し適格返還請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として政令で定めるものを行う場合は、この限りでない。
- 一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 二 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及び当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を行つた年月日
- 三 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
- 四 売上げに係る対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
- 五 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等(第一項第五号の規定に準じて計算した金額をいう。)又は適用税率
- 4 適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付した適格請求書発行事業者は、これらの書類の記載事項に誤りがあった場合には、これらの書類を交付した他の事業者に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければならない。

- 5 適格請求書発行事業者は、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。以下この条から第五十七条の六までにおいて同じ。）を提供することができる。この場合において、当該電磁的記録として提供した事項に誤りがあつた場合には、前項の規定を準用する。
- 6 適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、政令で定めるところにより、これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。この場合において、当該電磁的記録の保存については、財務省令で定める方法によるものとする。
- 7 適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請求書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

三項…令和五年一〇月一日から施行

四項…令和五年一〇月一日から施行

五項…令和五年一〇月一日から施行

六項…令和五年一〇月一日から施行

七項…令和五年一〇月一日から施行

（適格請求書類等類似書類等の交付の禁止）

第五十七条の五 適格請求書発行事業者以外の者は第一号に掲げる書類及び第三号に掲げる電磁的記録

（第一号に掲げる書類の記載事項に係るものに限る。）を、適格請求書発行事業者は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる電磁的記録（第二号に掲げる書類の記載事項に係るものに限る。）を、それぞれ他の者に対して交付し、又は提供してはならない。

一 適格請求書発行事業者が作成した適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類

二 偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書

三 第一号に掲げる書類の記載事項又は前号に掲げる書類の記載事項に係る電磁的記録

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

（任意組合等の組合員による適格請求書等の交付の禁止）

第五十七条の六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条（定義）に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この条において「任意組合等」という。）の組合員

である適格請求書発行事業者は、第五十七条の四第一項本文、第二項又は第五項の規定にかかわらず、当該任意組合等の事業として国内において行つた課税資産の譲渡等につき適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供してはならない。ただし、当該任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である場合において、その旨を記載した届出書を当該任意組合等の業務を執行する政令で定める者（次項において「業務執行組合員」という。）が、政令で定めるところにより、当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該提出があつた日以後に行う当該課税資産の譲渡等については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該該当することとなつた日以後に行う課税資産の譲渡等については、同項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、当該任意組合等の業務執行組合員は、当該該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合

二 当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなつた場合

3 前二項に定めるもののほか、任意組合等に係る第五十七条の四の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

三項…令和五年一〇月一日から施行

（電磁的記録に記載された事項に関する重加算税の特例）

第五十九条の二 事業者により保存されている電磁的記録（第八条第二項に規定する電磁的記録その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に記載された事項に関し消費税につき国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは同法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出、同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正又は同法第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同法第六十八条第一項又は第二項（重加算税）の規定に該当するときは、同条第一項及び第二項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となる当該電磁的記録に記載された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記載された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記載された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の提出期限)

第七十条の二 法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する課税期間の初日の前日から起算して一月前の日とする。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類)

第七十条の三 登録（法第五十七条の二第一項の登録をいう。次条、第七十条の六第二項及び第七十条の十二第一項において同じ。）を受けようとする法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(登録の時期等に関する特例)

第七十条の四 登録を受けようとする事業者が、事業を開始した日の属する課税期間その他の財務省令で定める課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した法第五十七条の二第二項の申請書を当該課税期間の末日までに提出した場合において、同条第三項の規定による登録がされたときは、当該課税期間の初日から登録を受けたものとみなす。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書発行事業者登録簿の登載事項及び公表)

第七十条の五 法第五十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び登録番号
 - 二 登録年月日
 - 三 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
 - 四 法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- 2 法第五十七条の二第四項、第九項若しくは第十一項又は第五十七条の三第五項の規定による公表は、インターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の手続等)

第七十条の六 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けようとする同項に規定する相続人は、同条第一項の規定による届出書に、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した旨を記載しなければならない。

2 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けている同項に規定する相続人が、同項に規定するみなし登録期間中に法第五十七条の二第二項の申請書とその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該みなし登録期間の末日までに当該申請書に係る登録又は同条第五項の処分に係る通知がないときは、同日の翌日から当該通知が当該相続人に到達するまでの期間を法第五十七条の三第三項に規定するみなし登録期間とみなして、同項の規定を適用する。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

(登録取消しの届出があつた場合におけるみなし登録期間の特例)

第七十条の七 相続により法第五十七条の三第一項に規定する適格請求書発行事業者（法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を提出した者に限る。）の事業を承継した相続人に係る法第五十七条の三第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「経過する日」とあるのは「経過する日又は同条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該適格請求書発行事業者に係る同条第一項の登録が失効する日の前日」と、「第一号」とあるのは「同号」とする。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の棚卸資産に係る消費税額の調整)

第七十条の八 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人（同項に規定するみなし登録期間の初日の前日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）における法第三十六条第一項の規定の適用については、同項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は第五十七条の三第三項」とする。

2 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人（同項に規定するみなし登録期間の末日の翌日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）における法第三十六条第五項の規定の適用については、同項中「同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日」とあるのは「第五十七条の三第三項に規定するみなし登録期間の末日」と、「前日の属する課税期間」とあるのは「みなし登録期間」と、「課税期間に」とあるのは「みなし登録期間に」と、「当該課税期間の」とあるのは「当該みなし登録期間の末日の属する課税期間の」とする。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等)

第七十条の九 法第五十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十八条第一項の規定により、資産の譲渡等（前受金に係るものに限る。）に係る対価の額を収入した日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合
 - 二 法第六十条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）
 - 三 第七十四条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）
- 2 法第五十七条の四第一項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第七十条の十二及び第七十条の十四第五項において同じ。）とする。
- 一 次に掲げる役務の提供のうち当該役務の提供に係る税込価額（法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額をいう。）が三万円未満のもの
 - イ 海上運送法第二条第五項（定義）に規定する一般旅客定期航路事業、同法第十九条の六の二（運賃及び料金等の公示）に規定する人の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二十条第二項（不定期航路事業の届出）に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る。）として行う旅客の運送
 - ロ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イ（種類）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業として行う旅客の運送
 - ハ 鉄道事業法第二条第二項（定義）に規定する第一種鉄道事業又は同条第三項に規定する第二種鉄道事業として行う旅客の運送
 - ニ 軌道法第三条（事業の特許）に規定する運輸事業として行う旅客の運送
 - 二 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項（中央卸売市場の認定）又は第十三条第一項（地方卸売市場の認定）の認定を受けた卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場（農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）をいう。イにおいて同じ。）においてせり売又は入札の方法により行われる課税資産の譲渡等その他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの
 - イ 卸売市場において、卸売市場法第二条第四項（定義）に規定する卸売業者が同項に規定する卸売をする業務（出荷者から卸売のための販売の委託を受けて行うものに限る。）として行う生鮮食料品等（同条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。）の譲渡
 - ロ 農業協同組合法第四条（法人性）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条（組合の種類）又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第四条第一項（事業の目的等）に規定する組合（これらの組合に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）が、当該組合の組合員その他の構成員から販売の委託（販売条件を付さず、かつ、財務省令で定める方法により販売代金の精算が行われるものに限る。）を受けて行う農林水産物の譲渡（当該農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行われるものに限る。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、課税資産の譲渡等の対価の額が通常少額であり、かつ、当該課税資産の譲渡等が不特定かつ多数の者に対して行われるものであつて、当該課税資産の譲渡等が自動販

売機により行われることその他の取引の状況から適格請求書を交付することが著しく困難な課税資産の譲渡等として財務省令で定めるもの

- 3 法第五十七条の四第三項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、前項各号に掲げる課税資産の譲渡等とする。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

三項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書に記載すべき消費税額等の計算)

第七十条の十 法第五十七条の四第一項第五号に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。この場合において、当該各号に掲げる方法により算出した金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を処理するものとする。

- 一 法第五十七条の四第一項第四号に規定する課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に百分の十（当該合計した金額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出する方法
- 二 法第五十七条の四第一項第四号に規定する課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に百十分の十（当該合計した金額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の八）を乗じて算出する方法

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(適格簡易請求書の交付が認められる事業の範囲)

第七十条の十一 法第五十七条の四第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 小売業、飲食店業、写真業及び旅行業
- 二 道路運送法第三条第一号ハ（種類）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）
- 三 駐車場業（不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車のための場所を提供するものに限る。）
- 四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(媒介者等による適格請求書等の交付の特例)

第七十条の十二 事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（適格請求書発行事業者に限る。以下この条において「媒介者等」という。）を介して国内において課税資

産の譲渡等を行う場合において、当該媒介者等が当該課税資産の譲渡等の時までに当該事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、当該媒介者等は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し法第五十七条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項又は同条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項に代えて当該媒介者等の氏名又は名称及び法第五十七条の二第四項の登録番号を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書（以下第七十条の十四までにおいて「適格請求書等」という。）又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）を当該事業者に代わつて交付し、又は提供することができる。この場合において、当該媒介者等は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書等の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

2 法第五十七条の四第四項の規定は媒介者等が前項の規定の適用を受けて交付した適格請求書等の記載事項に誤りがあった場合について、同条第五項後段の規定は媒介者等が前項の規定の適用を受けて提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録として提供した事項に誤りがあった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「適格請求書発行事業者」とあるのは、「消費税法施行令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等」と読み替えるものとする。

3 媒介者等が第一項の規定により同項の事業者に代わつて適格請求書等を交付し、又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合には、当該媒介者等は、速やかに当該適格請求書等の写し又は当該電磁的記録を当該事業者に対し交付し、又は提供しなければならない。

4 第一項の通知を行つた事業者が適格請求書発行事業者でなくなつた場合には、当該事業者は、当該通知を受けた媒介者等に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

5 事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十二号（定義）に規定する強制換価手続により執行機関（同条第十三号に規定する執行機関をいう。以下この条において同じ。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し法第五十七条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項に代えて当該執行機関の名称及びこの項の規定の適用を受ける旨を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を当該事業者に代わつて交付し、又は提供することができる。この場合において、当該執行機関は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける執行機関について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、媒介者等又は執行機関による適格請求書等の交付に関し必要な事項は、財務省令で定める。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

三項…令和五年一〇月一日から施行

四項…令和五年一〇月一日から施行

五項…令和五年一〇月一日から施行

六項…令和五年一〇月一日から施行

七項…令和五年一〇月一日から施行

(交付した適格請求書の写し等の保存)

第七十条の十三 適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、当該適格請求書等の写し（法第五十七条の四第五項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合にあつては、当該電磁的記録）を整理し、その交付した日（当該電磁的記録を提供した場合にあつては、その提供した日）の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

2 前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

(業務執行組合員の範囲等)

第七十条の十四 法第五十七条の六第一項ただし書に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる任意組合等（同項に規定する任意組合等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める者とする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約によつて成立する組合 当該組合の組合員のうち同法第六百七十条第三項（業務の決定及び執行の方法）に規定する業務執行者（当該業務執行者が複数あるときは当該業務執行者のうち一の業務執行者とし、業務執行者が存在しないときは当該組合の組合員のうち一の組合員とする。）
 - 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合 当該投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員（当該無限責任組合員が複数あるときは、当該無限責任組合員のうち一の組合員とする。）
 - 三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条（定義）に規定する有限責任事業組合 当該有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員
 - 四 外国の法令に基づいて設立された団体であつて前三号に掲げる組合に類似するもの 前三号に定める者に準ずる者
- 2 法第五十七条の六第一項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、財務省令で定める事項を記載した届出書に、前項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、これを当該任意組合等に係る業務執行組合員（同条第一項に規定する業務執行組合員をいう。次項及び第四項において同じ。）の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 3 法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した業務執行組合員は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書に第一項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、速やかに、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 4 法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合には、当該清算に係る清算人は、その旨を記載した届出書を当該任意組合等に係る業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 5 法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等の事業に係る課税資産の譲渡等については、法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により適格請求書等に記載することとされている事項のうち同条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項は、これらの規定にかかわらず、当該任意組合等のいずれかの組合員の氏名又は名称及び当該組合員の法第五十七条の二第四項の登録番号並びに当該任意組合等の名称とすることができる。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

三項…令和五年一〇月一日から施行

四項…令和五年一〇月一日から施行

五項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
 - 二 申請者が特定国外事業者（法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。）である場合には、その旨並びに税務代理人（同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。）の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地
 - 三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。）の所在地
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号（法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）
 - 二 変更の内容
 - 三 その他参考となるべき事項
- 3 法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）
 - 二 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨
 - 三 その他参考となるべき事項
- 4 法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）
 - 二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号
 - 三 当該個人事業者が死亡した年月日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 見出…令和五年一〇月一日から施行
一項…令和五年一〇月一日から施行
二項…令和五年一〇月一日から施行
三項…令和五年一〇月一日から施行
四項…令和五年一〇月一日から施行

(特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類)

第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）
- 二 その他参考となるべき書類

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(事業を開始した日の属する課税期間等の範囲)

第二十六条の四 令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

- 一 事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- 二 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間
- 三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等)

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法

（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

- 2 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定める方法は、同号ロに規定する組合による同号ロに規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

(適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等)

第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

- 一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第一条（この法律の目的）に規定する郵便の役務及び貨物の運送（同法第三十八条第一項（郵便差出箱の設置）に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。）

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

（媒介者等における適格請求書の写し等の保存）

第二十六条の七 媒介者等（令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。）又は執行機関（同条第五項に規定する執行機関をいう。次項及び第三項において同じ。）

は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等（同項に規定する適格請求書等をいう。次項において同じ。）若しくは同条第五項の規定により交付した適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。次項において同じ。）の写し又は提供したこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等又は同条第五項の規定により適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した執行機関は、これらの電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等又は執行機関は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該媒介者等又は執行機関は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

三項…令和五年一〇月一日から施行

四項…令和五年一〇月一日から施行

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法）

第二十六条の八 法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四

条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する方法とする。

2 令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

見出…令和五年一〇月一日から施行

一項…令和五年一〇月一日から施行

二項…令和五年一〇月一日から施行

（業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等）

第二十六条の九 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
 - 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
 - 三 当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号
 - 四 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
 - 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
 - 三 変更の内容
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
 - 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
 - 三 当該任意組合等の清算が終了した年月日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 見出…令和五年一〇月一日から施行
- 一項…令和五年一〇月一日から施行
- 二項…令和五年一〇月一日から施行
- 三項…令和五年一〇月一日から施行